

介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、介護従事者の負担の軽減や業務の効率化により介護従事者が継続して就労できる環境整備を図るため、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定又は許可を受けている和歌山県内に所在する事業所（以下「補助事業者」という。）がロボット技術を用いた介護業務の用に供する機器又はICT（以下、「介護ロボット等」という。）を導入するために要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付け医政発0912第5号、老発0912第1号及び保発0912第2号厚生労働省医政局長、老健局長及び保健局長連名通知）、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「介護ロボット」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

(1) 日常生活における移乗介護、移動支援、排せつ支援、見守り、コミュニケーション又は入浴支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担を軽減する効果のあるもの。

(2) 次のア又はイのいずれかに該当するものであること。

ア ロボット技術（センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う技術）を活用することによって、従来の機器と比較して、より介護従事者の負担の軽減に寄与すると認められるものであること。

イ 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」又は「ロボット介護機器開発・標準化事業」において採択されたものであること。

(3) 販売価格が公表されており、一般に購入できるものであること。

2 この要綱において「ICT」とは、次の第1号又は第2号のいずれかに該当し、かつ第3号にも該当するものをいう。

(1) 記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携を含む。）、請求業務（以下この号及び次号においてこれらを「業務」という。）について、転記等の付随業務が発生することのないよう一貫したサービスを提供するソフトウェア（以下、「介護ソフト」という。）であって、次のアからウまでのいずれにも該当するものであること。

ア 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等（居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に基づきサービス提供をするものに限る。）が、介護ソフトを導入する場合は、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」（令和元年5月22日付け老振発0522第1号厚生労働省老健局振興課長通知）に準じたものを導入する場合に限るものであること。

イ 有償であるか否かにかかわらず、介護ソフトの使用に当たっては、その方法等について、随時の照会が可能であり、当該照会への対応が常に行われるものであること。

ウ 研究開発品ではなく、企業が保証する商用のものであること。

(2) 介護ソフトをインストールしたタブレット端末、スマートフォン等のハードウェアであること。ただし、業務に限定して使用するものに限る。

(3) 個人情報保護のため、十分なセキュリティ対策が講じられているものであること。

3 この要綱において「介護ロボット等導入計画」とは、介護ロボット等を導入する補助事業者が作成する計画であって、介護従事者の負担を軽減するため、導入後3年間の達成すべき目標、導入する介護ロボット等及び期待される効果等を記載し、実際の活用モデルを示すことにより他の介護施設等の参考となり得る計画として作成されるものをいう。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が前条第1項に規定する介護ロボット又は同条第2項に規定するICTを導入する事業とし、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(補助額等)

第4条 前条の経費に対する補助額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により算出された額とする。

(1) 介護ロボット

ア 介護ロボットの導入

導入する介護ロボット1機器当たりの補助額（導入する介護ロボット1機器につき、補助対象経費に、次の（ア）の表の補助事業者の区分に応じ、それぞれ同表の補助率の欄に定める補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある

るときは、当該端数を切り捨てた額。算出された額が次の（イ）の表の介護ロボットの区分に応じ、それぞれ同表の基準額の欄に定める基準額を超えるときは、その基準額。）に機器の数を乗じて得た額

（ア）補助率

補助事業者	補助率
以下の全ての要件を満たす補助事業者 a 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等の ICT 機器及び介護記録ソフトを活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を予定していること。 b 利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること。	4分の3
上記以外の補助事業者	2分の1

（イ）基準額

介護ロボット	基準額
移乗支援（装着型・非装着型） 入浴支援	100万円
上記以外	30万円

イ 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

補助事業者において見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費につき、補助対象経費に次の表の補助事業者の区分に応じ、それぞれ同表の補助率の欄の補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。算出された額が750万円を超えるときは、750万円。）

補助事業者	補助率
以下の全ての要件を満たす補助事業者 a 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等の ICT 機器及び介護記録ソフトを活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を予定していること。 b 利用者のケアの質の維持・向上、職員の休憩時	4分の3

間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを 予定していること。	
上記以外の補助事業者	2分の1

(2) ICT 補助事業者においてICTの導入に要する経費（補助事業者の事業所1か所に係るものに限る。）につき、補助対象経費に、次の（ア）の表の補助事業者の区分に応じ、それぞれ同表の補助率の欄に定める補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。算出された額が次の（イ）の表の職員数の欄に掲げる職員数の区分に応じ、それぞれ同表の基準額の欄に定める基準額を超えるときは、その基準額。）

(ア) 補助率

補助事業者	補助率
以下の要件のいずれかを満たす補助事業者 a LIFE（ライフ）（科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence）であって、厚生労働省が従来のシステムを一体的に運用し、利用者の状態やケアの実績等のデータを収集・蓄積等するものをいう。以下単に「LIFE」という。）にデータを提供している又は提供を予定していること。 b 事業所内・事業所間で居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定していること。	4分の3
上記以外の補助事業者	2分の1

(イ) 基準額

職員数	基準額
1名以上10名以下	100万円
11名以上20名以下	160万円
21名以上30名以下	200万円
31名以上	260万円

2 補助金の交付の申請は、前項第1号アについては、一の介護ロボット等導入計画

につき1回、前項第1号イ及び第2号については、原則として1事業所につき1回に限るものとする。ただし、前項第2号に掲げるICTの導入に係る補助事業については、第1回目の補助額が基準額の範囲内である場合に限り、第2回目の補助金の交付の申請を可能とし、第2回目の補助金の交付の申請を行う場合には、基準額から第1回目の補助金の交付額を除いた金額を補助金の交付申請額の上限とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする事業者は、別に知事が定める期日までに、介護ロボット等導入支援事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に、以下の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 介護ロボット等導入計画書(別記第2号様式)
- (2) 介護ロボット等導入支援事業補助金所要額調書(別記第3号様式)
- (3) 収支予定額内訳書(別記第4号様式)
- (4) 役員等名簿(補助事業者が法人である場合に限る。)
- (5) 補助事業者が介護保険法に基づく指定又は許可を受けていることがわかる書類
- (6) 職員数がわかる書類(ICTを導入する場合に限る。)
- (7) 導入する介護ロボット等の概要が分かる資料(カタログ等。2部提出すること。)
- (8) 見積書の写し
- (9) その他知事が必要と認める書類

2 第1項の規定による申請書を提出するに当たって、補助事業者について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助額を補助対象経費で除して得た割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付条件)

第6条 規則第6条の規定により補助金の交付に際し付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - ア 補助事業の内容の変更(知事が軽微な変更と認める場合を除く。)をする場合
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止する場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないため、消費税及び地方消費税相当額を含めて申請した場合は、次の条件に従わなければならないこと。
- ア 実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならないこと。
- イ 実績報告書の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合（消費税等仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、その金額（実績報告において、アにより減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記第5号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならないこと。
- (4) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下、この条において「財産」という。）については、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図らねばならないこと。
- (5) 財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (6) この補助金の収支に関する帳簿を備え、預金通帳、領収書等の関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならないこと。
- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (8) 交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合は、別途知事が指定する期限までにその超える部分について県に納付しなければならないこと。

（変更の承認等）

第7条 前条第1号の規定により、同号アの補助事業の内容の変更について知事の承認を受けようとする場合には、介護ロボット等導入支援事業変更承認申請書（別記第6号様式）に変更後の介護ロボット等導入計画書（別記第2号様式）、介護ロボット等導入支援事業補助金所要額調書（別記第3号様式）及び収支予定額内訳書（別記第4号様式）

を添付してあらかじめ知事に提出しなければならない。ただし、第8条の規定により、同時に補助金の変更交付を申請する場合は、この変更承認申請を省略することができる。

- 2 前条第1号の規定により、同号イの補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとする場合には、介護ロボット等導入支援事業中止（廃止）承認申請書（別記第7号様式）をあらかじめ知事に提出しなければならない。

（補助金の変更交付申請）

第8条 この補助金の交付決定後の事情により補助金の変更交付を申請しようとする場合には、介護ロボット等導入支援事業補助金変更交付申請書（別記第8号様式）に変更後の介護ロボット等導入計画書（別記第2号様式）、介護ロボット等導入支援事業補助金所要額調書（別記第3号様式）及び収支予定額内訳書（別記第4号様式）を添付して知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに規則第13条の規定により、介護ロボット等導入支援事業補助金実績報告書（別記第9号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- （1）介護ロボット等導入支援事業補助金精算額調書（別記第10号様式）
- （2）収支決算額内訳書（別記第11号様式）
- （3）補助事業に係る契約書等の写し
- （4）補助事業に係る支払いが確認できる書類（領収書等）の写し
- （5）導入した介護ロボット等の写真
- （6）その他知事が必要と認める書類

（導入効果の報告）

第10条 本事業により介護ロボットを導入した補助事業者は、得られた効果等について、導入した日の属する年度の翌年度から3年間、知事が別に定める期日までに、介護ロボット使用状況報告書（別記第12号様式）により、知事に報告しなければならない。

- 2 本事業によりICTを導入した補助事業者は、得られた効果等について、別に定めるところにより知事に報告しなければならない。

（情報収集への協力）

第11条 本事業によりICTの導入（タブレット端末等のみを導入する場合を含む。）

を行った補助事業者は、LIFEによる情報収集に協力しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）		
区分	介護ロボット	ICT
補助対象経費	次の（１）から（６）までに掲げる項目ごとに掲げた機器等の購入、リース、レンタル等に要する経費。ただし、補助対象外経費の欄に掲げる経費を除く。	次の（１）から（１０）までに掲げる機器等の購入、リース、レンタル等に要する経費。ただし、補助対象外経費の欄に掲げる経費を除く。
	（１）移乗介護ロボット <ul style="list-style-type: none"> ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型の機器 ロボット技術を用いて介助者による抱え上げの動作のパワーアシストを行う非装着型の機器 	（１）タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア（介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるもの又はインカム等の職員間の情報共有及び職員の移動負担を軽減するために、効果的かつ効率的なコミュニケーションを図ることができるもの等の生産性向上に効果のあるICT技術を活用したものに限る。）
	（２）移動介護ロボット <ul style="list-style-type: none"> 高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器 高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器 高齢者等の外出をサポートし、転倒予防や歩行等を補助するロボット技術を用いた装着型の移動支援機器 	（２）ソフトウェア（バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成等）が単体となっているソフトウェアも含む。）
	（３）排せつ支援介護ロボット <ul style="list-style-type: none"> 排せつ物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレ ロボット技術を用いて排せつを予測し、的確なタイミングでトイレへ誘導する機器 ロボット技術を用いてトイレ内での下衣の着脱等の排せつの一連の動作を支援する機器 	（３）標準仕様やLIFE対応のためのソフトウェアの改修
	（４）見守り介護ロボット <ul style="list-style-type: none"> 介護施設において使用する、センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム 在宅介護において使用する、転倒検知センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム 見守り介護ロボットを効果的に活用するために必要な通信環境整備 	（４）ネットワーク機器の購入・設置
	（５）コミュニケーション介護ロボット <ul style="list-style-type: none"> 高齢者等とのコミュニケーションにロボット技術を用いた生活支援機器 	（５）クラウドサービス
	（６）入浴介護ロボット <ul style="list-style-type: none"> ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器 	（６）保守・サポート
補助対象外経費	・ 補助金の交付決定前に購入、リース又はレンタル契約を締結したもの	（７）導入設定
	・ 補助金の交付決定を受けた日の属する年度内に当該介護ロボット等の納品や支払いが完了しないもの	（８）導入研修
	・ 補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度以降の購入、リース又はレンタルに要する費用	（９）セキュリティ対策
	・ 保守、サポート、セキュリティ対策等の補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度まで継続して発生する費用のうち当該翌年度以降相当分	（１０）ICT導入に関する他事業者からの照会等に応じた場合の経費
	・ 介護ロボット等の導入について、他の補助事業による補助金の交付を受けているもの又は受けることを予定しているもの	
	・ 介護ロボットのメンテナンスに要する費用	
	・ インターネット回線使用料等の通信費	
	・ 設置工事費、施設（修繕）工事費用（介護ロボット（４）、及びICT（４）に掲げる経費は除く。）	
	・ 保険料	
	・ 開発の際の開発基盤のみのソフトウェアの購入、リース又はレンタルに要する費用	
・ 事業所等において、専らその位置を変更せず使用するパソコン及びプリンターの購入、リース又はレンタルに要する費用		